

令和5年9月6日招集

令和5年第4回釧路市議会

9月定例会議案

釧 路 市

9 月 定 例 市 議 会 議 案 件 名

議 案 番 号	件 名	
議案第 8 0 号	令和 5 年度釧路市一般会計補正予算	5
議案第 8 1 号	令和 5 年度釧路市介護保険特別会計補正予算	27
議案第 8 2 号	令和 5 年度釧路市動物園事業特別会計補正予算	33
議案第 8 3 号	令和 5 年度釧路市病院事業会計補正予算	39
議案第 8 4 号	釧路市印鑑条例の一部を改正する条例	43
議案第 8 5 号	釧路市デジタル行政推進条例	45
議案第 8 6 号	釧路市情報通信技術を活用した手続等に関する条例	47
議案第 8 7 号	釧路市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例	53
議案第 8 8 号	釧路市道路占用料条例の一部を改正する条例	55
議案第 8 9 号	釧路市河川流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例	59
議案第 9 0 号	釧路市火災予防条例の一部を改正する条例	61
議案第 9 1 号	訴えの提起の件	65
議案第 9 2 号	釧路フィッシャーマンズワープ及び釧路市東港区北地区緑地の指定管理者の指定の件	67
議案第 9 3 号	阿寒町行政センターの所管する公の施設の指定管理者の指定の件	69
議案第 9 4 号	令和 4 年度釧路市各会計決算認定の件	71
議案第 9 5 号	令和 4 年度釧路市病院事業会計決算認定の件	73
議案第 9 6 号	令和 4 年度釧路市水道事業会計決算認定の件	75
議案第 9 7 号	令和 4 年度釧路市工業用水道事業会計決算認定の件	77
議案第 9 8 号	令和 4 年度釧路市下水道事業会計決算認定の件	79
議案第 9 9 号	令和 4 年度釧路市公設地方卸売市場事業会計決算認定の件	81
議案第 1 0 0 号	令和 4 年度釧路市港湾整備事業会計決算認定の件	83
議案第 1 0 1 号	教育長の任命について同意を求める件	85
議案第 1 0 2 号	教育委員会委員の任命について同意を求める件	87
議案第 1 0 3 号	公平委員会委員の選任について同意を求める件	89
議案第 1 0 4 号	固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件	91

議案第 80 号

令和 5 年度釧路市一般会計補正予算

令和 5 年度釧路市の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,014,149 千円を追加し、歳入歳出それぞれ 101,927,389 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第 2 条 繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

(債務負担行為の補正)

第 3 条 債務負担行為の追加は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第 4 条 地方債の追加は、「第 4 表 地方債補正」による。

令和 5 年 9 月 6 日提出

釧路市長 蝦名大也

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
16 道 支 出 金		6,125,559	44,492	6,170,051
	1 道 負 担 金	4,744,548	44,492	4,789,040
18 寄 附 金		2,817,532	3,874	2,821,406
	1 寄 附 金	2,817,532	3,874	2,821,406
19 繰 入 金		862,278	322,576	1,184,854
	2 基 金 繰 入 金	833,230	322,576	1,155,806
20 繰 越 金		1	605,307	605,308
	1 繰 越 金	1	605,307	605,308
22 市 債		8,026,159	37,900	8,064,059
	1 市 債	8,026,159	37,900	8,064,059
歳 入 合 計		100,913,240	1,014,149	101,927,389

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
2 総務費		8,234,583	842,022	9,076,605
	1 総務管理費	7,979,997	842,022	8,822,019
3 民生費		33,297,973	5,289	33,303,262
	1 社会福祉費	7,642,478	874	7,643,352
	3 児童福祉費	9,822,597	4,415	9,827,012
4 衛生費		5,954,321	44,492	5,998,813
	1 保健衛生費	1,778,477	44,492	1,822,969
6 農林水産業費		1,335,007	3,300	1,338,307
	3 水産業費	102,528	3,300	105,828
8 土木費		6,281,983	16,131	6,298,114
	5 公園費	765,659	16,131	781,790
9 港湾費		1,296,808	4,740	1,301,548
	1 港湾費	1,296,808	4,740	1,301,548
11 教育費		6,495,298	84,065	6,579,363
	1 総務費	2,630,414	80,094	2,710,508
	2 小学校費	843,928	3,971	847,899
14 諸支出金		9,664,490	14,110	9,678,600
	1 特別会計繰出金	9,664,490	14,110	9,678,600
歳出合計		100,913,240	1,014,149	101,927,389

第2表 繰越明許費補正

区分	款	項	事業名	金額
				千円
追加	10 消 防 費	1 消 防 費	消 防 車 両 購 入 事 業	63,502

第3表 債務負担行為補正

区 分	事 項	期 間	限 度 額
			千円
追 加	施 設 管 理 運 営 委 託 費	令和6年度から令和10年度まで	必要とする当該年度の予算で措置する額
	大 楽 毛 児 童 セ ン タ ー 施 設 整 備 事 業 費	令和6年度	10,299
	大 楽 毛 地 区 義 務 教 育 学 校 整 備 事 業 費	令和6年度	50,255
	音 別 地 区 義 務 教 育 学 校 整 備 事 業 費	令和6年度	66,328

第4表 地方債補正

区 分	起 債 の 目 的	限 度 額		
		補 正 前	補 正 額	補 正 後
		千円	千円	千円
追 加	義 務 教 育 学 校 整 備 事 業 費	0	37,900	37,900
計		8,026,159	37,900	8,064,059

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
16 道 支 出 金	6,125,559	44,492	6,170,051
18 寄 附 金	2,817,532	3,874	2,821,406
19 繰 入 金	862,278	322,576	1,184,854
20 繰 越 金	1	605,307	605,308
22 市 債	8,026,159	37,900	8,064,059
歳 入 合 計	100,913,240	1,014,149	101,927,389

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国道支出金	市 債	そ の 他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2 総 務 費	8,234,583	842,022	9,076,605	0	0	1,000	841,022
3 民 生 費	33,297,973	5,289	33,303,262	0	0	874	4,415
4 衛 生 費	5,954,321	44,492	5,998,813	44,492	0	0	0
6 農 林 水 産 業 費	1,335,007	3,300	1,338,307	0	0	0	3,300
8 土 木 費	6,281,983	16,131	6,298,114	0	0	0	16,131
9 港 湾 費	1,296,808	4,740	1,301,548	0	0	0	4,740
11 教 育 費	6,495,298	84,065	6,579,363	0	37,900	2,000	44,165
14 諸 支 出 金	9,664,490	14,110	9,678,600	0	0	0	14,110
歳 出 合 計	100,913,240	1,014,149	101,927,389	44,492	37,900	3,874	927,883

2. 歳入

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
16 道支出金	6,125,559	44,492	6,170,051			
1 道負担金	4,744,548	44,492	4,789,040			
2 衛生費負担金	54	44,492	44,546	1 保健衛生費負担金	44,492	予防接種費(率10/10)
						44,492

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
18 寄附金						
1 寄附金	2,817,532	3,874	2,821,406			
4 教育費寄附金	2,817,532	3,874	2,821,406			
5 総務費寄附金	4,980	2,000	6,980	1 総務費寄附金	2,000	教育振興基金積立金 2,000
	12,000	1,000	13,000	1 総務管理費寄附金	1,000	地域振興基金積立金 1,000
6 民生費寄附金	100	874	974	1 社会福祉費寄附金	874	福祉基金積立金 874

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
19 繰入金	862,278	322,576	1,184,854			
2 基金繰入金	833,230	322,576	1,155,806			
15 財政調整基金繰入金	48,131	322,576	370,707	1 財政調整基金繰入金	322,576	322,576

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
20 繰越金			605,308			
1 繰越金	1	605,307	605,308			
1 繰越金	1	605,307	605,308			
1 繰越金	1	605,307	605,308	1 繰越金	605,307	前年度繰越金

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
22 市債	8,026,159	37,900	8,064,059			
1 市債	8,026,159	37,900	8,064,059			
9 教育債	1,396,200	37,900	1,434,100	1 総務債	37,900	義務教育学校整備事業費 37,900
歳 入 合 計	100,913,240	1,014,149	101,927,389			

3. 歳出

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	財源内訳	節		説明
					区分	金額	
2 総務費	8,234,583	842,022	9,076,605	特定財源 1,000 一般財源 841,022			
1 総務管理費	7,979,997	842,022	8,822,019	特定財源 1,000 一般財源 841,022			
3 戸籍住民基本台帳費	276,332	1,795	278,127	一般財源 1,795	12 委託料	1,795	戸籍情報・住民基本台帳システム 改修事業費 1,795
5 企画振興費	3,659,961	203,227	3,863,188	特定財源 1,000 [内訳] 寄附金 1,000	18 負担金補助 及び交付金 24 積立金	202,227 1,000	公共交通活性化事業費 202,227 生活交通バス路線運行維持 202,227 対策補助金 地域振興基金積立金 1,000
9 諸費	83,204	637,000	720,204	一般財源 202,227 一般財源 637,000	22 償還金利子 及び割引料	637,000	歳入過誤納返還金 637,000

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	財源内訳	節		説明
							区分	金額	
3	民生費		33,297,973	5,289	33,303,262	特定財源 一般財源	874 4,415		
1	社会福祉費		7,642,478	874	7,643,352	特定財源	874		
	1	総務費	407,367	874	408,241	特定財源 [内訳] 寄附金	874 874	24 積立金	福祉基金積立金
	3	児童福祉費	9,822,597	4,415	9,827,012	一般財源	4,415		
		3	44,624	4,415	49,039	一般財源	4,415	12 委託料	大楽毛児童センター施設整備事業費
									4,415

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	財源内訳	節		説明
					区分	金額	
4 衛生費	5,954,321	44,492	5,998,813	特定財源 44,492			
1 保健衛生費	1,778,477	44,492	1,822,969	特定財源 44,492			
2 予防費	967,417	44,492	1,011,909	特定財源 [内訳] 道支出金 44,492	18 負担金補助 及び交付金	44,492	予防接種費 44,492

(単位：千円)

敬 項 目	補正前の額	補正額	計	財源内訳	節		説明
					区分	金額	
6 農林水産業費	1,335,007	3,300	1,338,307	一般財源	3,300		
3 水産業費	102,528	3,300	105,828	一般財源	3,300		
2 振興費	77,715	3,300	81,015	一般財源	3,300	18 負担金補助 及び交付金	赤潮対策支援事業費 3,300

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	財源内訳	節		説明
					区分	金額	
8 土木費	6,281,983	16,131	6,298,114	一般財源 16,131			
5 公園費	765,659	16,131	781,790	一般財源 16,131			
1 管理費	450,804	16,131	466,935	一般財源 16,131	14 工事請負費	16,131	維持管理費 公園維持管理費 16,131 16,131

(単位：千円)

敬 項 目	補正前の額	補正額	計	財源内訳	節		説明
					区分	金額	
9 港湾費	1,296,808	4,740	1,301,548	一般財源	4,740		
1 港湾費	1,296,808	4,740	1,301,548	一般財源	4,740		
3 空港費	15,038	4,740	19,778	一般財源	4,740	18 負担金補助 及び交付金	釧路空港国際化推進事業費 4,740

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	財源内訳	節		説明
					区分	金額	
11 教育費	6,495,298	84,065	6,579,363	特定財源 39,900 一般財源 44,165			
1 総務費	2,630,414	80,094	2,710,508	特定財源 39,900 一般財源 40,194			
2 事務局費	874,446	80,094	954,540	特定財源 39,900 [内訳] 寄附金 2,000 市債 37,900 一般財源 40,194	12 委託料 24 積立金	78,094 2,000	義務教育学校整備事業費 78,094 大柴毛地区義務教育学校整備事業費 33,836 音別地区義務教育学校整備事業費 44,258 教育振興基金積立金 2,000
2 小学校費	843,928	3,971	847,899	一般財源 3,971			
1 管理費	665,415	3,971	669,386	一般財源 3,971	14 工事請負費	3,971	学校施設整備費 3,971

(単位：千円)

敬 項 目	補正前の額	補正額	計	財源内訳	節		説明
					区分	金額	
14 諸支出金	9,664,490	14,110	9,678,600	一般財源	14,110		
1 特別会計繰出金	9,664,490	14,110	9,678,600	一般財源	14,110		
1 特別会計繰出金	9,664,490	14,110	9,678,600	一般財源	27 繰出金	14,110	特別会計繰出金 動物園事業 14,110
歳出合計	100,913,240	1,014,149	101,927,389	特定財源 一般財源			86,266 927,883

繰越明許費に関する事項

10款 消 防 費

1項 消 防 費

3目 施 設 費

事業名	関係予算		繰越金額	繰り越しの事由
	節	金額		
消防車両購入事業	8 旅 費	226	68	年度内執行が不可能となったことから繰越事業として実施する。
	11 役 務 費	283	185	
	17 備品購入費	113,206	63,150	
	26 公 課 費	131	99	
	計	113,846	63,502	
財 源 内 訳	国庫補助金	15,080	0	
	市 債	97,900	63,000	
	一般財源	866	502	

債務負担行為に関する調書補正

区分	事項	限度額		負担期間	金額		前年度末までの 支出見込額	当該年度支出		翌年度以降の	支出予定額	
		期間	金額		千円	千円		特定財源	一般財源		特定財源	一般財源
追加	施設管理運営委託費	令6～令10	千円 必要とする当 該年度の予算 で措置する額	令6～令10	千円 必要とする当 該年度の予算 で措置する額	-	千円	-	千円	必要とする当 該年度の予算 で措置する額	千円	必要とする当 該年度の予算 で措置する額
	大楽毛児童センター 施設整備事業費	令6	10,299	令6	10,299	-	-	-	市債 10,200	99	0	必要とする当 該年度の予算 で措置する額
	大楽毛教育事業 区校費	令6	50,255	令6	50,255	-	-	-	市債 50,200	55	-	必要とする当 該年度の予算 で措置する額
	音義整備 別地学業 区校費	令6	66,328	令6	66,328	-	-	-	市債 66,300	28	-	必要とする当 該年度の予算 で措置する額
補正前	合計	-	36,530,869	-	35,491,855	元金 22,601,180 割増金 113,353 計 22,714,533	元金 7,248,309 割増金 4,874 計 7,253,183	2,745,667	4,507,516	5,642,366	4,116,762	1,525,604
補正後	合計	-	36,657,751	-	35,618,737	元金 22,601,180 割増金 113,353 計 22,714,533	元金 7,248,309 割増金 4,874 計 7,253,183	2,745,667	4,507,516	5,769,248	4,243,462	1,525,786

議案第 8 1 号

令和 5 年度釧路市介護保険特別会計補正予算

令和 5 年度釧路市の介護保険特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 保険事業勘定歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 0 8 , 8 3 7 千円を追加し、歳入歳出それぞれ 1 7 , 5 3 6 , 0 8 6 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 9 月 6 日提出

釧路市長 蝦 名 大 也

第1表 歳入歳出予算補正

(保険事業勘定)

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 介護保険収入		17,327,249	208,837	17,536,086
	2 国庫支出金	4,220,763	3,366	4,224,129
	6 繰入金	3,165,911	205,245	3,371,156
	8 諸収入	2,015	226	2,241
歳入合計		17,327,249	208,837	17,536,086

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 介護保険費		17,327,249	208,837	17,536,086
	1 総務費	433,857	3,366	437,223
	5 諸支出金	39,248	205,471	244,719
歳出合計		17,327,249	208,837	17,536,086

歳入歳出補正予算事項別明細書

(保険事業勘定)

1 総括

(歳入)

項	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
2 国庫支出金	4,220,763	3,366	4,224,129
6 繰入金	3,165,911	205,245	3,371,156
8 諸収入	2,015	226	2,241
歳入合計	17,327,249	208,837	17,536,086

(歳出)

項	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				国道支出金	市債	その他	一般財源
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 総務費	433,857	3,366	437,223	3,366	0	0	0
5 諸支出金	39,248	205,471	244,719	0	0	205,471	0
歳出合計	17,327,249	208,837	17,536,086	3,366	0	205,471	0

2. 歳入

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 介護保険収入	17,327,249	208,837	17,536,086			
2 国庫支出金	4,220,763	3,366	4,224,129			
2 国庫補助金	1,301,861	3,366	1,305,227	5 介護保険事業 補助金	3,366	地域密着型サービス拠点等整備費補助金(率1 0/10)
6 繰入金	3,165,911	205,245	3,371,156			3,366
2 基金繰入金	349,248	205,245	554,493	1 介護給付費準備 基金繰入金	205,245	介護給付費準備基金繰入金
8 諸収入	2,015	226	2,241			205,245
2 雑入	2,014	226	2,240	3 雑入	226	介護保険事業費補助金返還金
						226
歳 入 合 計	17,327,249	208,837	17,536,086			

3. 歳出

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 介護保険費	17,327,249	208,837	17,536,086	特定財源 208,837			
1 総務費	433,857	3,366	437,223	特定財源 3,366			
1 事務費	425,980	3,366	429,346	特定財源 3,366	18 負担金補助 及び交付金	3,366	地域密着型サービス拠点等整備費 3,366 補助金
				[内訳] 国庫支出金 3,366			
5 諸支出金	39,248	205,471	244,719	特定財源 205,471			
1 諸費	10,200	205,471	215,671	特定財源 205,471	22 償還金利子 及び割引料	205,471	支払基金交付金等過誤納返還金 205,471
				[内訳] 繰入金 205,245 諸収入 226			
歳出合計	17,327,249	208,837	17,536,086	特定財源 208,837			

議案第 8 2 号

令和 5 年度釧路市動物園事業特別会計補正予算

令和 5 年度釧路市の動物園事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 1, 9 0 6 千円を追加し、歳入歳出それぞれ 4 5 3, 5 7 8 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 9 月 6 日提出

釧路市長 蝦 名 大 也

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 動物園事業収入		431,672	21,906	453,578
	4 寄附金	679	296	975
	5 繰入金	368,183	14,110	382,293
	8 国庫支出金	0	7,500	7,500
歳入合計		431,672	21,906	453,578

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 動物園事業費		431,672	21,906	453,578
	1 事業費	412,841	21,906	434,747
歳出合計		431,672	21,906	453,578

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

項	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
4 寄附金	679	296	975
5 繰入金	368,183	14,110	382,293
8 国庫支出金	0	7,500	7,500
歳入合計	431,672	21,906	453,578

(歳出)

項	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				国道支出金	市債	その他	一般財源
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 事業費	412,841	21,906	434,747	7,500	0	296	14,110
歳出合計	431,672	21,906	453,578	7,500	0	296	14,110

2. 歳入

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 動物園事業収入	431,672	21,906	453,578			
4 寄附金	679	296	975			
1 寄附金	679	296	975	1 動物園事業寄附金	296	動物園整備基金積立金 296
5 繰入金	368,183	14,110	382,293			
1 一般会計繰入金	364,377	14,110	378,487	1 一般会計繰入金	14,110	一般会計繰入金 14,110
8 国庫支出金	0	7,500	7,500			
1 国庫補助金	0	7,500	7,500	1 動物園事業補助金	7,500	施設整備費(率2/3) 7,500
歳 入 合 計	431,672	21,906	453,578			

3. 歳出

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 動物園事業費	431,672	21,906	453,578	特定財源 7,796 一般財源 14,110			
1 事業費	412,841	21,906	434,747	特定財源 7,796 一般財源 14,110			
1 管理費	412,841	21,906	434,747	特定財源 7,796 [内訳] 寄附金 296 国庫支出金 7,500 一般財源 14,110	14 工事請負費 3,432 17 備品購入費 18,178 24 積立金 296	維持管理費 21,610 施設整備費 21,610 動物園整備基金積立金 296	
歳出合計	431,672	21,906	453,578	特定財源 7,796 一般財源 14,110			

議案第 83 号

令和 5 年度釧路市病院事業会計補正予算

(総則)

第 1 条 令和 5 年度釧路市病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

第 2 条 令和 5 年度釧路市病院事業会計予算第 11 条を第 12 条とし、第 6 条から第 10 条までを 1 条ずつ繰り下げ、第 5 条の次に次の 1 条を加える。

(債務負担行為)

第 6 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
患者給食業務委託費	令和 6 年度から 令和 8 年度まで	802,218 千円に必要とする当該年度の予算で措置する給食材料費を加えた額

令和 5 年 9 月 6 日提出

釧路市長 蝦 名 大 也

債 務 負 担 行 為 に 関 する 調 査 書 補 正

区分	事 項	限 度 額	負 担 額	前 年 度 末 ま で 義 務 額		当 該 年 度 義 務 額		左 の 財 源 内 訳			翌 年 度 以 降 の 義 務 額		左 の 財 源 内 訳				
				期 間	金 額	期 間	金 額	道 補 助 金	高 等 学 院 収 益	医 業 収 益	道 補 助 金	高 等 学 院 収 益	医 業 収 益	期 間	金 額	道 補 助 金	高 等 学 院 収 益
追 加	患者給食業務委託費	千円 802,218千円に 必要とする当 該年度の予算 で措置する給 食材料費を加 えた額	千円 802,218千円に 必要とする当 該年度の予算 で措置する給 食材料費を加 えた額	—	千円 —	—	千円 —	道 補 助 金	高 等 学 院 収 益	医 業 収 益	—	—	千円 —	—	千円 —	—	千円 —
				—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
補 正 前	合 計	4,658,985	4,462,356	—	2,515,653	1,225,566	—	255,485	2,070	968,011	—	1,047,235	1,108	4,140	1,041,987	—	
				—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
補 正 後		5,461,203	5,264,574	—	—	—	—	—	—	—	—	1,849,453	—	—	1,844,205	—	

議案第 8 4 号

釧路市印鑑条例の一部を改正する条例

釧路市印鑑条例（平成 1 7 年釧路市条例第 2 7 号）の一部を次のように改正する。

第 1 6 条中「利用者証明用電子証明書」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書」に改め、「限る。）」の次に「又は移動端末設備（同法第 1 6 条の 2 第 1 項に規定する移動端末設備をいい、同法第 3 5 条の 2 第 1 項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。）」を加え、「その他必要な事項を入力する」を「を入力し、又はこれに代わる認証を行う」に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

令和 5 年 9 月 6 日提出

釧路市長 蝦 名 大 也

（説明）

移動端末設備の使用による多機能端末機を介した印鑑登録証明書の取得が可能となることに伴い、所要の規定の整備をいたしたく、本案を提出するものである。

議案第 85 号

釧路市デジタル行政推進条例

(目的)

第 1 条 この条例は、デジタル行政の推進が、市民の利便性の向上に資するとともに本市が直面する諸課題に対応する上で極めて重要であるとの認識の下、デジタル社会形成基本法（令和 3 年法律第 35 号。以下「法」という。）の趣旨に基づき、本市におけるデジタル行政に関する基本原則その他の基本的事項を定めることにより、その着実な推進を図り、もって持続可能な地域社会の形成に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) デジタル行政 法第 2 条に規定する情報通信技術を用いた情報の活用による行政運営をいう。
- (2) 市民 市内に住所を有する者又は市内で働き、若しくは学ぶ者若しくは事業者（市内で事業活動その他の活動を行う者又は団体をいう。）をいう。

(基本原則)

第 3 条 市は、次に掲げる基本原則に基づき、デジタル行政に関する施策を策定し、及び実施しなければならない。

- (1) 市民生活に関わる様々な分野について、市民と協働して課題解決に取り組む、市民の利便性の向上を図ること。
 - (2) 行政の業務の効率化や高度化に取り組む、行政サービスの更なる向上を図ること。
- 2 前項に規定する施策の策定及び実施に当たっては、地域の特性及び市民の自主性に配慮しなければならない。

(推進方針の策定)

第4条 市長は、前条第1項に規定する施策を総合的かつ計画的に実施するための推進方針を策定しなければならない。

2 市長は、前項の推進方針を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

(推進体制)

第5条 市長は、デジタル行政に関する施策について総合調整を行うとともに、これを実効性のあるものとするための推進体制を整備するものとする。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、令和5年10月1日から施行する。

令和5年9月6日提出

釧路市長 蝦名大也

(説明)

本市におけるデジタル行政に関する基本原則その他の基本的事項を定めることにより、その着実な推進を図りたく、本案を提出するものである。

議案第 86 号

釧路市情報通信技術を活用した手続等に関する条例

(目的)

第 1 条 この条例は、市の機関等に係る申請、届出その他の手続等に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことができるようにするための共通する事項を定めることにより、市民の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化及び効率化に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 条例等 市の条例及び規則（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 2 項に規定する規程及び地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 10 条に規定する企業管理規程を含む。）並びに地方自治法第 252 条の 17 の 2 第 1 項又は地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 55 条第 1 項の規定により市が処理することとされた事務の根拠について規定する北海道の条例及び北海道の執行機関の規則をいう。
- (2) 市の機関等 次に掲げるものをいう。
 - ア 市長その他の執行機関その他法律の規定に基づき市に置かれる機関又はこれらに置かれる機関
 - イ アに掲げる機関の職員であって、法令（法律及び法律に基づく命令（告示を含む。）をいう。以下同じ。）又は条例等により独立して権限を行使することを認められたもの
 - ウ 市が設置する公の施設（地方自治法第 244 条第 1 項に規定する公の施設をいう。）を管理する指定管理者（同法第 244 条の 2 第 3 項

に規定する指定管理者をいう。)

- (3) 書面等 書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。
- (4) 署名等 署名、記名、自署、連署、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。
- (5) 電磁的記録 電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。
- (6) 申請等 申請、届出その他の法令又は条例等の規定に基づき市の機関等に対して行われる通知をいう。
- (7) 処分通知等 処分（行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。）の通知その他の法令又は条例等の規定に基づき市の機関等が行う通知（不特定の者に対して行うものを除く。）をいう。
- (8) 縦覧等 法令又は条例等の規定に基づき市の機関等が書面等又は電磁的記録に記録されている事項を縦覧又は閲覧に供することをいう。
- (9) 作成等 法令又は条例等の規定に基づき市の機関等が書面等又は電磁的記録を作成し、又は保存することをいう。
- (10) 手続等 申請等、処分通知等、縦覧等又は作成等をいう。

（電子情報処理組織による申請等）

第3条 市の機関等は、申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、市の機関（前条第2号アに掲げる機関をいう。以下同じ。）が定めるところにより、市の機関が定める電子情報処理組織（市の機関等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）とその手続等の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法により行うことができる。

- 2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等については、当該申請等に関する他の条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該申請等に関する条例等の規定を適用する。
- 3 第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等は、当該申請等を受ける市の機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該市の機関等に到達したものとみなす。
- 4 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において署名等をすることが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用した個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。第7条において同じ。）の利用その他の氏名又は名称を明らかにする措置であって市の機関が定めるものをもって代えることができる。
- 5 申請等をする者について対面により本人確認をすべき事情がある場合、申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがある場合その他の当該申請等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として市の機関が定める場合には、市の機関が定めるところにより、当該申請等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた申請等」とあるのは、「行われた申請等（第5項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第4項までにおいて同じ。）」とする。

（電子情報処理組織による処分通知等）

第4条 市の機関等は、処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、市の機関が定めると

ころにより、市の機関が定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該処分通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の市の機関が定める方式による表示をする場合に限る。

2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等については、当該処分通知等に関する他の条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該処分通知等に関する条例等の規定を適用する。

3 第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等は、当該処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす。

4 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって市の機関が定めるものをもって代えることができる。

5 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をすべき事情がある場合、処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがある場合その他の当該処分通知等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として市の機関が定める場合には、市の機関が定めるところにより、当該処分通知等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた処分通知等」とあるのは、「行われた処分通知等（第5項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第4項までにおいて同じ。）」とする。

（電磁的記録による縦覧等）

第5条 市の機関等は、縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているもの（申請等に基づくも

のを除く。)については、当該条例等の規定にかかわらず、市の機関が定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により行うことができる。

- 2 前項の電磁的記録に記録されている事項又は書類により行われた縦覧等については、当該縦覧等に関する他の条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該縦覧等に関する条例等の規定を適用する。

(電磁的記録による作成等)

第6条 市の機関等は、作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、市の機関が定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録により行うことができる。

- 2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関する他の条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該作成等に関する条例等の規定を適用する。

- 3 作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電磁的記録により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって市の機関が定めるものをもって代えることができる。

(添付書面等の省略)

第7条 市の機関等は、申請等をする者に係る住民票の写しその他の市の機関が定める書面等であって当該申請等に関する他の条例等の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、市の機関等が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の措置であって当該書面等の区分に応じ市の機関が定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手

し、又は参照することができる場合には、添付することを要しないこととすることができる。

(情報通信技術を活用した手続等に関する状況の公表)

第8条 市長は、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる市の機関等に係る申請等及び処分通知等その他この条例の規定による情報通信技術を活用した手続等に関する状況について、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市の機関が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年10月1日から施行する。

(釧路市行政手続条例の一部改正)

2 釧路市行政手続条例（平成17年釧路市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項ただし書中「添付書類」の次に「その他の申請の内容」を加える。

第33条第4項第2号中「含む。）」の次に「又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を加える。

令和5年9月6日提出

釧路市長 蝦名大也

(説明)

情報通信技術を利用する方法により本市の条例等に基づく手続等を行うために必要な事項を定めたく、本案を提出するものである。

議案第 87 号

釧路市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

釧路市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成 26 年釧路市条例第 34 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条第 1 項第 2 号中「同条第 11 項」を「同条第 10 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 5 年 9 月 16 日から施行する。

令和 5 年 9 月 6 日提出

釧路市長 蝦名大也

（説明）

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正に伴い、法の引用条項について規定の整備をいたしたく、本案を提出するものである。

議案第 88 号

釧路市道路占用料条例の一部を改正する条例

釧路市道路占用料条例（平成 17 年釧路市条例第 198 号）の一部を次のように改正する。

別表（備考を除く。）を次のように改める。

次のよう（別 記）

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

令和 5 年 9 月 6 日提出

釧路市長 蝦 名 大 也

（説明）

国道に係る占用料との均衡を勘案し、市道に係る占用料の額を改定いたしたく、本案を提出するものである。

(別 記)

別表 (第 2 条関係)

区分	占用物件		単位	期間	占用料 (円)
法第 3 2 条 第 1 項第 1 号に掲げる 工作物	第 1 種電柱		1 本	年	480
	第 2 種電柱				730
	第 3 種電柱				990
	第 1 種電話柱				430
	第 2 種電話柱				680
	第 3 種電話柱				940
	その他の柱類				43
	共架電線その他上空に設ける線類		1 メートル	4	
	地下に設ける電線その他の線類			3	
	路上に設ける変圧器		1 個	420	
	地下に設ける変圧器		占用面積 1 平方メート ル	260	
	変圧塔その他これに類するもの及び 公衆電話所		1 個	850	
	郵便差出箱及び信書便差出箱			360	
	工作物等に添加する携帯電話等の小 型の無線基地局			255	
	広告塔		表示面積 1 平方メート ル	870	
	その他のもの		占用面積 1 平方メート ル	850	
法第 3 2 条 第 1 項第 2 号に掲げる 物件	地下埋設 物	外径 0.07メートル未満の もの	1 メートル	18	
		外径 0.07メートル以上 0.1 メートル未満のもの		26	
		外径 0.1メートル以上 0.15 メートル未満のもの		38	
		外径 0.15メートル以上 0.2 メートル未満のもの		51	
		外径 0.2メートル以上 0.3 メートル未満のもの		77	

		外径0.3メートル以上0.4メートル未満のもの			100
		外径0.4メートル以上0.7メートル未満のもの			180
		外径0.7メートル以上1メートル未満のもの			260
		外径1メートル以上のもの			510
法第32条第1項第4号に掲げる施設	日よけ、雨よけ、雪よけ		占用面積1平方メートル		850
法第32条第1項第5号に掲げる施設	上空に設ける通路				430
	地下に設ける通路				260
	その他のもの				850
法第32条第1項第6号に掲げる施設	露店等	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		日	9
		その他のもの		月	87
道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「令」という。）第7条第1号に掲げる物件	看板（電柱、電話柱等に添加された広告に限る。）	巻付広告	表示面積1平方メートル	年	304
		その他のもの			609
	標識	バス停留所標識	1本		340
	その他のもの			680	
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			占用面積1平方メートル	月	87
その他の工作物、物件又は施設			市長がその都度定める。		

議案第 89 号

釧路市河川流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例

釧路市河川流水占用料等徴収条例（平成 17 年釧路市条例第 218 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 号の表第 1 種電柱の項から管（外径が 0.4 m 未満のものに限る。）の埋設の項までを次のように改める。

第 1 種電柱	1 本	480 円	528 円	
第 2 種電柱		730 円	803 円	
第 3 種電柱		990 円	1,089 円	
第 1 種電話柱		430 円	473 円	
第 2 種電話柱		680 円	748 円	
第 3 種電話柱		940 円	1,034 円	
その他の柱類		43 円	47.3 円	
共架電線その他上空に設ける線類	1メートル	4 円	4.4 円	
鉄塔	1 基	850 円	935 円	
管（外径が 0.4 m 未満のものに限る。）の埋設	1メートル	0.07m 未満	18 円	19.8 円
		0.07m 以上 0.1m 未満	26 円	28.6 円
		0.1m 以上 0.15m 未満	38 円	41.8 円
		0.15m 以上 0.2m 未満	51 円	56.1 円
		0.2m 以上 0.3m 未満	77 円	84.7 円
		0.3m 以上	100 円	110 円

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

令和 5 年 9 月 6 日提出

釧路市長 蝦名大也

(説明)

北海道の一級河川及び二級河川に係る土地占用料との均衡を勘案し、準用河川及び普通河川に係る土地占用料の額を改定いたしたく、本案を提出するものである。

議案第90号

釧路市火災予防条例の一部を改正する条例

釧路市火災予防条例（平成17年釧路市条例第238号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項第4号中「キュービクル式のものにあっては、」を削り、同条第2項ただし書中「おおわれた」を「覆われた」に改める。

第13条の2第1項第4号中「雨水等」を「その筐体は雨水等」に改める。

第15条第1項を次のように改める。

蓄電池設備（蓄電池容量が10キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が10キロワット時を超え20キロワット時以下のものであって蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準（令和5年消防庁告示第7号）第2に定めるものを除く。以下同じ。）は、地震等により容易に転倒し、亀裂し、又は破損しない構造とすること。この場合において、開放形鉛蓄電池を用いたものにあっては、その電槽は、耐酸性の床上又は台上に設けなければならない。

第15条第3項を次のように改める。

3 第1項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備（柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準第3に定めるもの並びに消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。）にあっては、建築物から3メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

第15条第4項中「第2項並びに本条第1項」を「第13条の2第1項第4号」に改める。

第19条（見出しを含む。）中「充てん」を「充填」に改める。

第61条第16号中「蓄電池設備」の次に「（蓄電池容量が20キロワット時以下のものを除く。）」を加える。

別表第3 厨房設備の項を次のように改める。

厨房設備	気体燃料 不燃以外	開放式	組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	14kW以下	100	15注	15	15注	注：機器本体上方の側方又は後方の離隔距離を示す。	
			据置型レンジ	21kW以下	100	15注	15	15注		
	不燃	開放式	組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	14kW以下	80	0	—	0		
			据置型レンジ	21kW以下	80	0	—	0		
	固体燃料 不燃以外	不燃	木炭を燃料とするもの	炭火焼き器	—	100	50	50		50
			木炭を燃料とするもの	炭火焼き器	—	80	30	—		30
	上記に分類されないもの			使用温度が800℃以上のもの	—	250	200	300		200
				使用温度が300℃以上800℃未満のもの	—	150	100	200		100
				使用温度が300℃未満のもの	—	100	50	100		50

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際、現に設置され、又は設置の工事がされている燃料電池発電設備、変電設備、内燃機関を原動力とする発電設備及びこの条例による改正後の釧路市火災予防条例（以下「新条例」という。）第15条第1項に規定する蓄電池設備（附則第4項に掲げるものを除く。）のうち、新条例第13条第1項第4号（新条例第10条の2第1項及び第3項、第13条第3項、第14条第2項及び第3項並びに第15条第2項及び第4項において準用する場合を含む。）の規定に適合しないものについては、同号の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際、現に設置され、又は設置の工事がされている新条

例第15条第1項に規定する蓄電池設備（次項に掲げるものを除く。）のうち、同条第1項の規定に適合しないものについては、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 4 新条例第15条第1項に規定する蓄電池設備に新たに該当することとなるもののうち、この条例の施行の際、現に設置されているもの及びこの条例の施行の日から起算して2年を経過する日までの間に設置されたもので、同条の規定に適合しないものについては、当該規定は、適用しない。

令和5年9月6日提出

釧路市長 蝦名大也

（説明）

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正等に伴い、蓄電池設備等に係る火災予防上の基準について所要の改正をいたしたく、本案を提出するものである。

議案第91号

訴えの提起の件

市は、次のとおり市営住宅の明渡し及び市営住宅使用料等の支払を求める訴えを提起する。

記

1 訴えの提起をする相手方

別 添

2 請求の要旨

- (1) 相手方が使用している市営住宅（別添）を明け渡せ。
 - (2) 相手方が滞納している上記住宅の使用料（入居取消後にあつては使用料相当損害金）及び遅延損害金を支払え。
 - (3) 訴訟費用は、相手方の負担とする。
- との判決と仮執行の宣言を求める。

3 訴訟遂行の方針

- (1) 市は、判決の結果必要がある場合は、上訴することができる。
- (2) 市は、本訴訟において、適当と認める条件で、相手方と和解することができる。

令和5年9月6日提出

釧路市長 蝦名大也

（説明）

市営住宅の使用料の長期滞納者に対し、市営住宅の明渡し及び市営住宅使用料等の支払を求める訴えを提起いたしたく、本案を提出するものである。

（参考）

地方自治法抜粋

(議決事件)

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(1～11号 略)

(12) 普通地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起(中略)、和解(中略)、あっせん、調停及び仲裁に関すること。

(以下 略)

議案第 9 2 号

釧路フィッシャーマンズワープ及び釧路市東港区北地区緑地の
指定管理者の指定の件

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 3 項の規定に基づき、次のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

記

1 公の施設の名称

釧路フィッシャーマンズワープ及び釧路市東港区北地区緑地

2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

株式会社釧路河畔開発公社

釧路市錦町 2 丁目 4 番地

3 指定管理者の行う業務

(1) 施設の利用及び使用の承認に関する業務（釧路フィッシャーマンズワープに限る。）

(2) 施設の設置目的を達成するための事業の実施に関する業務

(3) 施設の利用に係る料金及び使用料の収受に関する業務（釧路フィッシャーマンズワープに限る。）

(4) 施設及び設備の維持管理に関する業務

(5) その他市長が定める業務

4 指定期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 1 1 年 3 月 3 1 日まで

令和 5 年 9 月 6 日提出

釧路市長 蝦 名 大 也

(説明)

釧路フィッシャーメンズワープ及び釧路市東港区北地区緑地の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を得たく、本案を提出するものである。

(参考)

地方自治法抜粋

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第244条の2 (1、2項 略)

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの(以下本条及び第244条の4において「指定管理者」という。)に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

(4、5項 略)

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

(以下 略)

釧路市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例抜粋

(指定管理者の指定の議決事項)

第6条 第5条第1項の議決に係る議案には、次に掲げる事項を明示するものとする。

- (1) 指定管理者に管理を行わせようとする施設の名称
- (2) 指定管理者に管理を行わせようとする業務の範囲
- (3) 指定管理者となるものの名称及び主たる事務所の所在地
- (4) 指定管理者の指定の期間

議案第 93 号

阿寒町行政センターの所管する公の施設の指定管理者の指定の件

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、次のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

記

議 決 事 項	公の施設の名称	左欄に掲げる公の施設について 指定管理者の行う業務
	指定管理者の名称及び主たる事務所 の所在地	
	指定期間	
1	阿寒町布伏内コミュニティセンター	(1) 施設の利用の承認に関する業務 (2) 施設の利用に係る料金の収受に関する業務 (3) 施設及び設備の維持管理に関する業務 (4) その他市長が定める業務
	阿寒町布伏内コミュニティセンター運営委員会 釧路市阿寒町布伏内 22 線北 51 番地地先	
	令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで	
2	阿寒町徹別多目的センター	(1) 施設の利用の承認に関する業務 (2) 施設の利用に係る料金の収受に関する業務 (3) 施設及び設備の維持管理に関する業務 (4) その他市長が定める業務
	阿寒町徹別多目的センター運営委員会 釧路市阿寒町徹別中央 34 線 41 番地	
	令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで	
3	阿寒町仁々志別多目的センター	(1) 施設の利用の承認に関する業務 (2) 施設の利用に係る料金の収受に関する業務 (3) 施設及び設備の維持管理に関する業務 (4) その他市長が定める業務
	阿寒町仁々志別多目的センター運営委員会 釧路市阿寒町仁々志別 32 線 89 番地	
	令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで	

令和5年9月6日提出

釧路市長 蝦名大也

(説明)

阿寒町行政センター市民課の所管する公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を得たく、本案を提出するものである。

議案第94号

令和4年度釧路市各会計決算認定の件

令和4年度釧路市各会計歳入歳出決算（病院事業会計、水道事業会計、工業用水道事業会計、下水道事業会計、公設地方卸売市場事業会計及び港湾整備事業会計の各決算を除く。）を、監査委員の意見を付けて認定を求める。

（決算書、決算説明書、主要施策成果報告書、財産に関する調書（明細書））、決算審査意見書 別添）

令和5年9月6日提出

釧路市長 蝦名大也

（参考）

地方自治法抜粋

（決算）

第233条（1、2項 略）

3 普通地方公共団体の長は、前項の規定により監査委員の審査に付した決算を監査委員の意見を付けて次の通常予算を議する会議までに議会の認定に付さなければならない。

（4項 略）

5 普通地方公共団体の長は、第3項の規定により決算を議会の認定に付するに当たっては、当該決算に係る会計年度における主要な施策の成果を説明する書類その他政令で定める書類を併せて提出しなければならない。

（6、7項 略）

（基金）

第241条（1～4項 略）

5 第1項の規定により特定の目的のために定額の資金を運用するための基金を設けた場合においては、普通地方公共団体の長は、毎会計年度、その運用の状況を示す書類を作成し、これを監査委員の審査に付し、その意見を付けて、第233条第5項の書類と併せて議会に提出しなければならない。

（以下 略）

地方自治法施行令抜粋

（決算）

第166条（1項 略）

2 地方自治法第233条第1項及び第5項に規定する政令で定める書類は、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書

とする。
(3項略)

議案第 95 号

令和 4 年度釧路市病院事業会計決算認定の件

令和 4 年度釧路市病院事業会計決算を、監査委員の意見を付けて認定を求めらる。

(決算書、決算審査意見書 別添)

令和 5 年 9 月 6 日提出

釧路市長 蝦名大也

(参考)

地方公営企業法抜粋

(決算)

第 30 条 (1～3 項 略)

4 地方公共団体の長は、第 2 項の規定により監査委員の審査に付した決算を、監査委員の意見を付けて、遅くとも当該事業年度終了後 3 月を経過した後において最初に招集される定例会である議会の認定(地方自治法第 102 条の 2 第 1 項の議会においては、遅くとも当該事業年度終了後 3 月を経過した後の最初の定例日(同条第 6 項に規定する定例日をいう。))に開かれる会議において議会の認定)に付さなければならない。

(以下 略)

議案第96号

令和4年度釧路市水道事業会計決算認定の件

令和4年度釧路市水道事業会計決算を、監査委員の意見を付けて認定を求める。

(決算書、決算審査意見書 別添)

令和5年9月6日提出

釧路市長 蝦名大也

議案第 97 号

令和 4 年度釧路市工業用水道事業会計決算認定の件

令和 4 年度釧路市工業用水道事業会計決算を、監査委員の意見を付けて認定を求める。

(決算書、決算審査意見書 別添)

令和 5 年 9 月 6 日提出

釧路市長 蝦名大也

議案第 98 号

令和 4 年度釧路市下水道事業会計決算認定の件

令和 4 年度釧路市下水道事業会計決算を、監査委員の意見を付けて認定を
求める。

(決算書、決算審査意見書 別添)

令和 5 年 9 月 6 日提出

釧路市長 蝦名大也

議案第 99 号

令和 4 年度釧路市公設地方卸売市場事業会計決算認定の件

令和 4 年度釧路市公設地方卸売市場事業会計決算を、監査委員の意見を付けて認定を求める。

(決算書、決算審査意見書 別添)

令和 5 年 9 月 6 日提出

釧路市長 蝦名大也

議案第100号

令和4年度釧路市港湾整備事業会計決算認定の件

令和4年度釧路市港湾整備事業会計決算を、監査委員の意見を付けて認定を求める。

(決算書、決算審査意見書 別添)

令和5年9月6日提出

釧路市長 蝦名大也

議案第101号

教育長の任命について同意を求める件

次の者を、釧路市教育委員会教育長に任命いたしたいので、議会の同意を得たい。

記

氏 名

令和5年9月6日提出

釧路市長 蝦名大也

(参考)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律抜粋

(任命)

第4条 教育長は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育行政に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

(2～5項 略)

(任期)

第5条 教育長の任期は3年とし、委員の任期は4年とする。(以下 略)

議案第102号

教育委員会委員の任命について同意を求める件

次の者を、釧路市教育委員会委員に任命いたしたいので、議会の同意を得たい。

記

氏 名

令和5年9月6日提出

釧路市長 蝦名大也

(参考)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律抜粋

(任命)

第4条 (1項 略)

2 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化(以下単に「教育」という。)に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

(3～5項 略)

(任期)

第5条 教育長の任期は3年とし、委員の任期は4年とする。(以下 略)

議案第103号

公平委員会委員の選任について同意を求める件

次の者を、釧路市公平委員会の委員に選任いたしたいので、議会の同意を得たい。

記

氏 名

令和5年9月6日提出

釧路市長 蝦名大也

(参考)

地方公務員法抜粋

(人事委員会又は公平委員会の委員)

第9条の2 人事委員会又は公平委員会は、3人の委員をもつて組織する。
2 委員は、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、かつ、人事行政に関し識見を有する者のうちから、議会の同意を得て、地方公共団体の長が選任する。

(3～9項 略)

10 委員の任期は、4年とする。(以下 略)

議案第104号

固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件

次の者を、釧路市固定資産評価審査委員会委員に選任いたしたいので、議会の同意を得たい。

記

氏 名

氏 名

氏 名

氏 名

氏 名

令和5年9月6日提出

釧路市長 蝦名大也

(参考)

地方税法抜粋

(固定資産評価審査委員会の設置、選任等)

第423条 固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査決定するため、市町村に、固定資産評価審査委員会を設置する。

(2項 略)

3 固定資産評価審査委員会の委員は、当該市町村の住民、市町村税の納税義務がある者又は固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、当該市町村の議会の同意を得て、市町村長が選任する。

(4、5項 略)

6 固定資産評価審査委員会の委員の任期は、3年とする。(以下 略)

